

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 運用ガイドライン

【土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務】

令和6年9月

東 北 地 方 整 備 局

目 次

1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要

1-1	発注方式の選定の考え方	1
1-2	発注方式と試行の適用	2
1-3	プロポーザル方式及び総合評価落札方式に おける入札時の手続き	9
1-4	設計共同体に関する競争参加要件・企業評価及び 業務完了後の実績の評価等について	10
1-5	同種類似業務の基本的な考え方について	11
1-6	地域要件等の設定等について	12
1-7	業務表彰の取扱い	13
1-8	参考見積の取扱い	14
1-9	技術者の資格等の設定の考え方	14
1-10	再委託の取扱い	18
	〔参考1-1〕適切な契約方式の選定について	19
	〔参考1-2〕国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業の範囲	20
	〔参考1-3〕道路事業の建設コンサルタント業務等における事業監 理業務の取り扱い	21

2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

2-1	発注方式別の具体的な実施手順	23
	(1) プロポーザル方式の実施手順	23
	(2) 拡大型プロポーザル方式の実施手順	24
	(3) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順	25
	(4) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順	26
	(5) 一般競争入札方式の実施手順	27
	(6) 価格競争の実施手順	27
	(7) ヒアリングの省略	27
2-2	技術審査業務の流れ	28

3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価

3-1	審査・評価に関する基本的な考え方	31
	(1) 配点の基本的考え方	31
	(2) 選定・指名段階における配点	31
	(3) 特定・入札段階における配点	32
	(4) 成績の評価区分について	34
	(5) 選定・指名者数の基本的な考え方	34
	(6) 各評価項目の評価の考え方	35
	(7) 予定技術者の評価について	35

(8) 担当技術者の評価について	36
(9) 技術提案書のヒアリングについて	36
(10) 予定管理技術者がヒアリングを欠席した場合の取扱い	37
3-2 各発注方式における評価項目について	38
3-3 総合評価落札方式（簡易型）の実施方針における評価項目	39
3-4 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する 加点措置	40
3-5 総合評価落札方式による落札者の決定	40

4 その他の留意事項

4-1 評価内容の担保	41
4-2 中立かつ公正な審査・評価の確保	42
4-3 情報公開	42

1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要

1-1 発注方式の選定の考え方

発注にあたっては、内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1に各方式を選定する際の基本的な考え方及び図2に標準的な業務内容に応じた発注方式事例を示す。

また、技術提案・交渉方式により優先交渉権者が実施する技術協力業務及び設計業務の発注にあたっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成29年12月改正）」とし、事業促進PPP（事業監理業務）の発注にあたっては、「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（令和3年3月）」とする。

なお、適切な契約方式の選定については〔参考1-1〕による。

(1) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するにあたって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定すること。ただし、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を各発注者の判断により選定できる。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。

なお、テーマ数は内容に照らして2つ又は1つとする。

(2) 総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて評価テーマを示し技術提案を求めることによって品質向上が期待できる業務は、標準型を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要がない場合は簡易型を選定する。

標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提案を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。なお、業務の難易度に応じ実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を1：2とし、さらに、より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数を2つで評価する必要がある業務については1：3とする。

なお、評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求める難易度の高い業務については、配点比率を1：3とすることも可能とする。

簡易型においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1：1とし、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能とする。

(3) 価格競争方式

上記(1)、(2)の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選定する。ただし、より一層の品質向上を目的として、予定価格が500万円

を超える業務は、原則、総合評価落札方式（簡易型）を適用するものとする。

1-2 発注方式と試行の適用

(1) 試行の目的・種類と適用

試行の目的及び種類と適用可能な発注方式については、表1-1のとおりとする。

表1-1 試行の目的・種類と適用できる発注方式

目的	種類	適用可能な発注方式	
		プロポ	総合評価
1) 手続き等の効率化	①一般競争入札方式		○
	②一括審査入札方式		○
	③施行能力評価方式		○
	④拡大型プロポーザル方式	○	
	⑤技術提案ヒアリングの省略	○	○
2) 若手・女性技術者・シニア技術者の活用促進	①若手・女性技術者配置促進方式		○
	②管理補助技術者配置方式	○	○
	③照査技術者の配置要件緩和	○	○
3) 地域企業の活用促進	①地方自治体等の受注実績の評価	○	○
	②地域企業の活用促進方式		○
4) 品質の確保・向上	①ワーク・ライフ・バランスの評価	○	○
	②河川技術者資格の評価	○	○

○：適用可能

(2) 試行の概要

試行の概要は以下のとおりとする。また、実施にあたっては各実施要領に基づくものとする。

1) 手続き等の効率化

①一般競争入札方式（H29.5～）

公募型（簡易公募型）競争入札方式では、「指名段階」「入札段階」の2段階で技術評価する必要があり、審査手続き等に要する期間が長く、柔軟な工期設定に影響する。審査手続きの負担軽減や期間短縮による業務の効率化を目的として、「一般競争入札方式」の試行を実施するものである。

②一括審査入札方式（H29.10～）

工期や業務量などを勘案し複数の業務として発注される場合、それぞれの業務に対し企業は申請書等を作成・提出し、発注者は提出された資料を審査・評価する必要がある。また同一社が集中して受注し、技術者の業務集中な

どが課題となっていることから同種の複数業務を一公告での発注とし、同一の参加表明書・実施方針を求める「一括審査入札方式」の試行を実施するものである。

③施行能力評価方式（H29.10～）

技術的な難易度が高くない地域密着型の業務において、技術提案書又は実施方針の提出・評価を省略し、企業及び配置予定技術者の業務実績等のみで評価する試行を実施するものである。なお、原則、予定価格が2,000万円以下の業務を対象とし、一般競争入札方式を適用するものとする。

④拡大型プロポーザル方式（H30.4～）

公募型（簡易公募型を含む）プロポーザル方式では、「選定段階」「特定段階」の2段階で技術評価を行っており、審査手続き等に要する期間が長く、柔軟な工期設定に影響する。そのため、審査手続きの負担軽減や期間短縮による業務の効率化を目的として、参加表明書と技術提案書を同時に提出させ、審査を「特定段階」の一段階とする試行を実施するものである。

⑤技術提案ヒアリングの省略（H31.4～）

詳細設計業務または過去に事務所で実施した業務内容と類似する業務に限り、発注者において技術提案ヒアリングを省略しても技術提案の評価への影響が少ないと判断する業務（総合評価落札方式及びプロポーザル方式）については、予定管理技術者からの技術提案ヒアリングを省略できるものとする。省略にあたっては、公示文に技術提案に係る予定管理技術者ヒアリングを省略する旨を明記する。また、技術提案の評価については、ヒアリングを省略する場合でも従前どおり3名以上の評価者により評価を実施するものとする。

2) 若手・女性技術者・シニア技術者の活用促進

①若手・女性技術者配置促進方式（H28.4～）

東北地整においても建設コンサルタントに所属する技術者の高齢化と配置技術者の固定化が課題となっていることから、担い手の中長期的な育成及び確保を目的とした若手技術者及び女性技術者の登用を促進する試行を実施するものである。なお、原則、予定価格が2,000万円以下の業務を対象とし、一般競争入札方式（総合評価落札方式（簡易型））を適用するものとする。

②管理補助技術者配置方式（H29.4～）

若手技術者の育成支援及び女性技術者の配置促進を目的とし、管理（主任）補助技術者を追加配置する試行を実施するものである。なお、「①若手・女性技術者配置促進方式」を除く、総合評価落札方式及びプロポーザル方式で発注する全ての業務に適用するものとする。

③照査技術者の配置要件緩和（R02.4～）

シニア技術者の豊かな知識・経験を活用するため、照査技術者を継続的に行えるように配置要件を緩和するものである。要件となる同種等業務実績の有無について、従事立場が管理・担当技術者に加え、照査技術者として従事した実績も認めるものとする。なお、照査技術者として従事した実績については、過去5年間に国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注した業務とする。

3) 地域企業の活用促進

① 地方自治体等の受注実績の評価 (H30.4~)

直轄業務の請負実績が少ない(または無い)地域コンサルタントの受注機会拡大や新規参入による競争性の確保を目的とし、地方自治体等の業務実績(または研究実績)のみの場合でも、業務実績の評価における加点を行う試行を実施するものである。なお、総合評価落札方式及びプロポーザル方式で発注する全ての業務に適用するものとする。

② 地域企業の活用促進方式 (H31.4~)

東北六県に本店を置く地域コンサルタントは、災害時には迅速に現場に駆けつけて調査や設計を速やかに行い、災害の拡大防止など地域の安全安心を確保する重要な存在である。しかし、地域コンサルタントの受注件数は少ない状況にあり、技術力のある地域コンサルタントの活用を推進していく必要がある。そのため、直轄業務の請負実績が少ない(または無い)地域コンサルタントの活用を目的とし、直轄業務の「成績評定」「表彰実績」の評価を行わず、資格要件や業務実績に加え災害協定等の「地域貢献」を評価対象とした試行を実施するものである。なお、原則、予定価格が2,000万円以下の土木コンサルタント、地質調査業務を対象とし、一般競争入札方式を適用するものとする。

4) 品質の確保・向上

① ワーク・ライフ・バランスの評価 (H30.4~)

中長期的な担い手確保及び育成促進の観点から、ワーク・ライフ・バランス認定企業を加点評価する試行を実施するものである。なお、原則、予定価格が4,000万円以上の総合評価落札方式及びプロポーザル方式で発注する業務に適用するものとする。

② 河川技術者資格の評価 (H31.4~)

河川維持管理における資格制度活用の取組みとして、河川定期縦横断測量や流量観測等に係る業務を対象に、「河川維持管理技術者」「河川点検士」の資格を有する技術者を配置した場合、技術者資格において加点評価する試行を実施するものである。

発注方式選定フロー

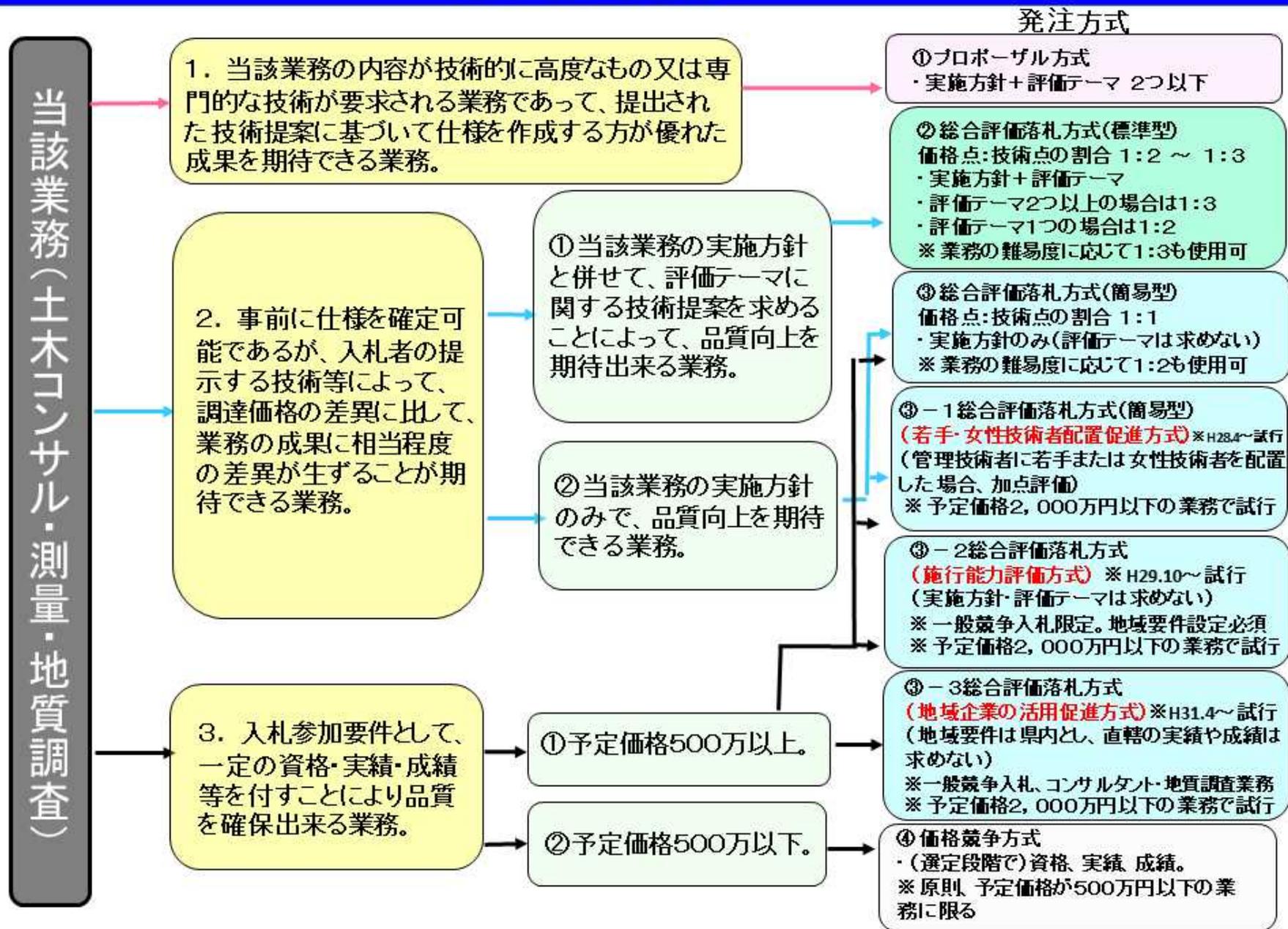
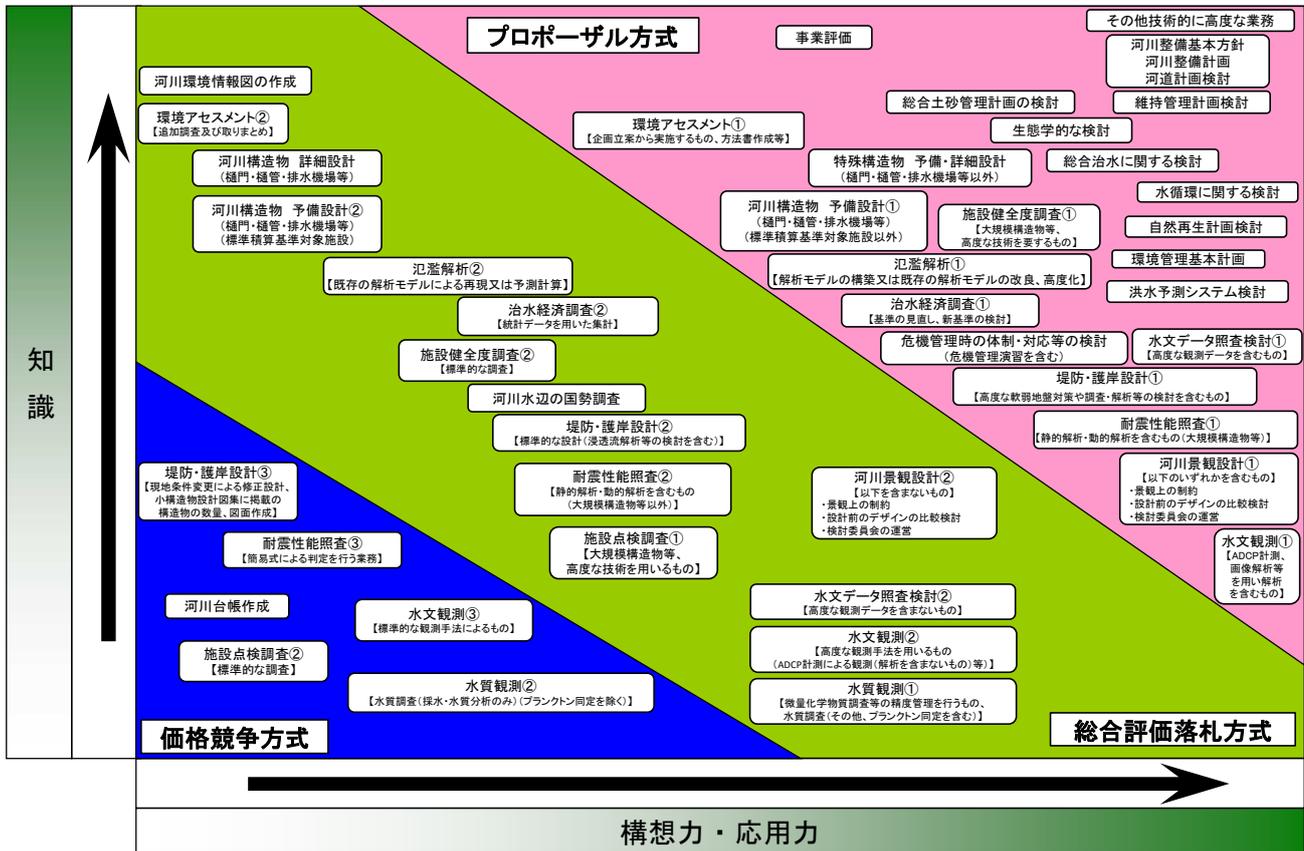


図1 建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方

図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例

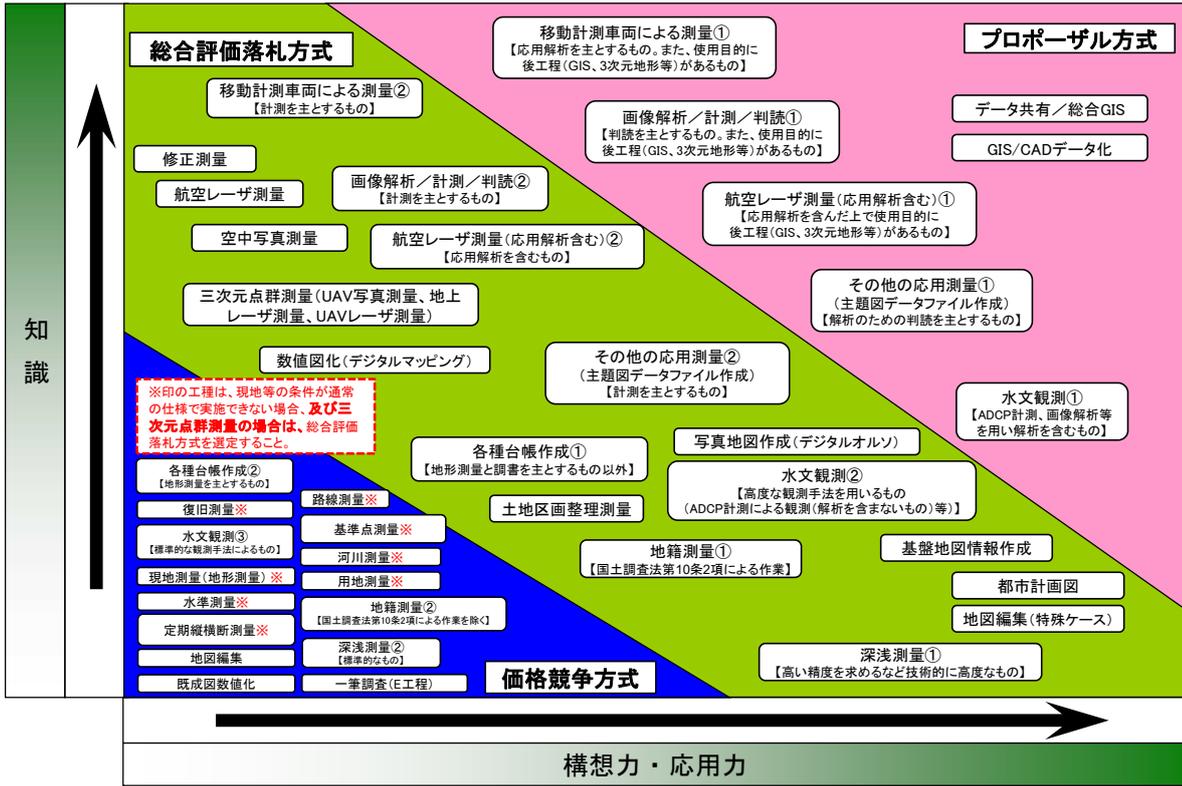
発注方式の選定にあたっては、本ガイドラインの「1-1 発注方式の選定の考え方」に基づき選定することとし、本発注方式事例は目安として活用すること。
 本発注方式事例は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【河川事業】

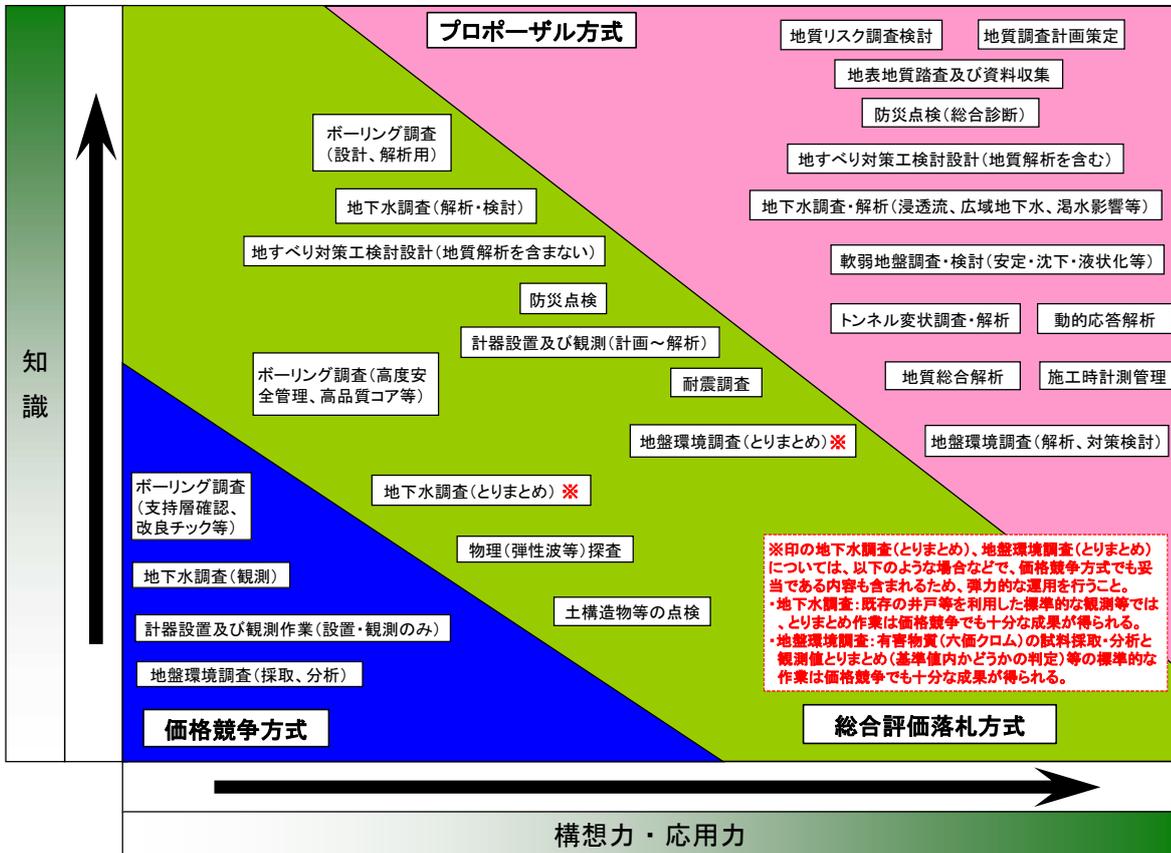


※海岸事業・砂防事業は、本表に準じて選定する。

【測量調査】



【地質調査】



1-3 プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続き

(1) 一般的事項

- ①技術的要件及び入札の評価に関する基準については、公示文等に明記するものとする。
- ②発注者は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び評価に関する書類（以下「評価基準」という。）において定める場合にあつては、説明書の一部として、これらを参加希望者の要請に応じ速やかに交付する。
- ③技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、説明書（仕様書を含む。）に明記するものとする。
- ④技術的要件は、業務上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ⑤必須の要求要件については、発注者が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- ⑥必須以外の要求要件については、評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとする。
- ⑦技術的要件は、定量的に表示し得るもの（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

(2) 評価基準

- ①評価基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）に明記するものとする。
- ②評価項目及び得点配分は、業務上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ③総合評価落札方式の場合、業務上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外するものとする。
- ④評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
- ⑤総合評価落札方式の場合、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該業務及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。

(3) 評価

- ①評価は、説明書（仕様書及び評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- ②技術等の評価は、発注者による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。
また、審査にあたっては、全ての参加者に共通の基準で行うこととし、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。
- ③必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を説明書に明記するものとする。
- ④必須の評価項目については、説明書（仕様書を含む。）に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求条件を満たしている場合は、説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
- ⑤必須以外の評価項目については、説明書（仕様書を含む。）に記載された必

須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。

- ⑥定性的な評価項目に関する評価については、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- ⑦評価にあたり試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を説明書に明記するものとする。

1-4 設計共同体に関する競争参加要件・企業評価及び業務完了後の実績の評価等について

- (1) 設計共同体による参加については、下記のとおり取り扱うものとする。

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により実施する競争入札方式により調達手続きを行うときは、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて（平成21年12月24日付け、国地契第25号、国官技第259号、国営整第180号）」及び「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の一部改正について（平成26年7月11日付け、国地契第20号、国官技第99号、国営整第84号）に基づき、設計共同体の参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。（例：橋梁予備設計1橋の場合等）
- (2) 設計共同体により参加する企業は、各々の構成員が当該発注に係る業務内容に対応する業種区分（（土木コン、測量、地質調査のいずれか）に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要である。
- (3) 参加する設計共同体による指名・選定段階の企業評価においては、代表者のみを評価対象とする。（代表者以外の構成員においては、同種・類似の実績を有していなくても参加可能とする）
- (4) 管理技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- (5) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。ただし、業務全体での担当技術者数は最大8名とする。
- (6) 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- (7) 設計共同体に対するヒアリングを実施するにあたっては、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこと。
- (8) 設計共同体における業務完了後の実績の評価においては、表1-2のとおり取り扱うこととする。

表 1-2 設計共同体における業務完了後の実績評価

評 定		代表者	代表者以外 の構成員	
企 業	実 績※	○	○	
	業務評定点	○	○	
	業務表彰	○	○	
技術者	管理技術者	実 績	—	
		業務評定点	—	
		業務表彰	—	
	担当技術者	実 績※	○	○
		業務評定点	○	○
		業務表彰	○	○

○：以降の発注業務において実績として認める

※：各構成員が分担した業務分野に限る

- (9) 設計共同体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分（土木コン、測量、地質調査のいずれか）の有資格業者の組合せとするものとし、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

1-5 同種類似業務の基本的な考え方について

- (1) 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- (2) 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- (3) 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、発注者から直接請け負った者として実施した業務とする。なお、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、公益民間企業の範囲については〔参考1-2〕による。
- (4) 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。
- (5) 道路事業における建設コンサルタント業務等においては、事業促進 PPP の実績を評価する業務の場合は、同種業務として評価を行うこととする。
なお、実績を評価する業務は〔参考1-3〕による。

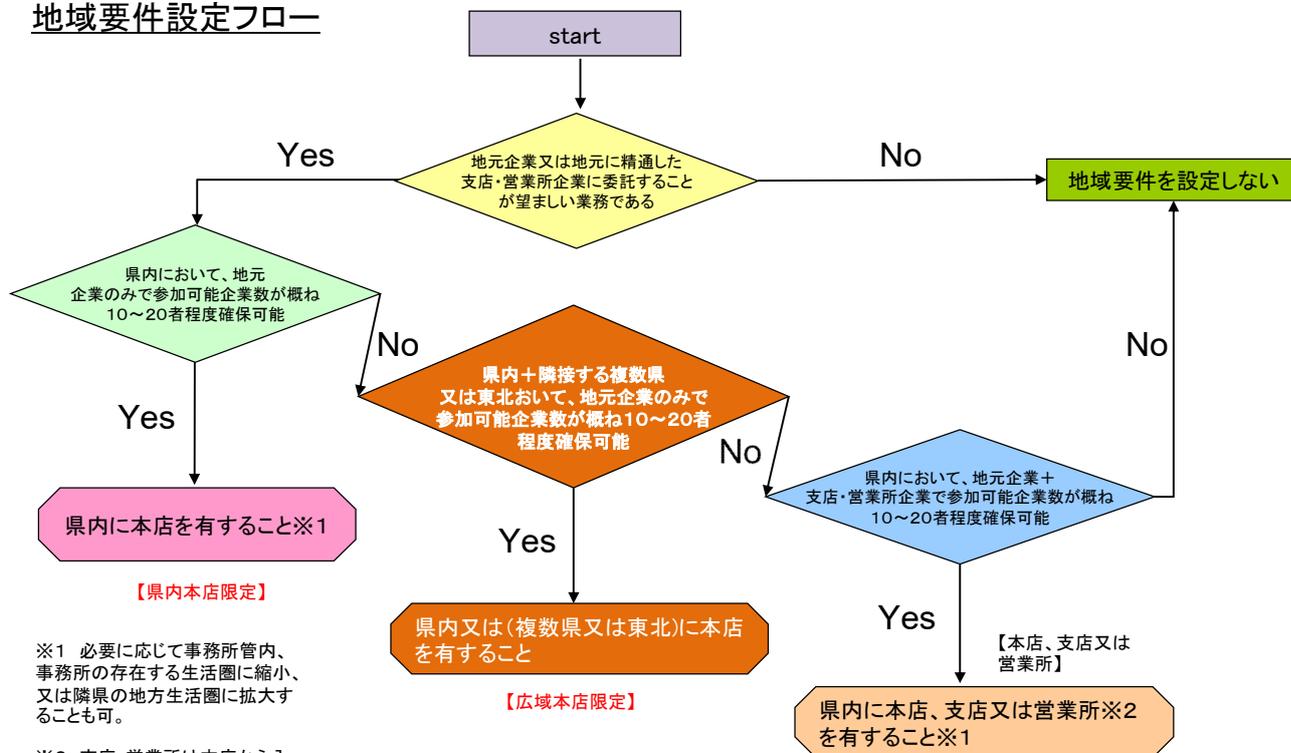
1-6 地域要件等の設定等について

(1) 地域要件の設定について

技術的難易度が高くなく、地域に根ざした企業を活用できる業務であり、十分な競争環境が確保されている場合に地域要件を設定する。

なお、設定にあたっては以下のフローを参考とすること。

地域要件設定フロー



※1 必要に応じて事務所管内、事務所の存在する生活圏に縮小、又は隣県の地方生活圏に拡大することも可。

※2 支店・営業所は本店から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けているところとする。

※本店は一般競争参加資格登録の所在地とする。なお、設計共同体の場合は協定書第3条の所在地とする。

支店・営業所は本店から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けた支店・営業所とし、委任状の写しを参加表明書に添付するものとする。

なお、委任状の確認は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、委任していない場合は、参加要件を満たさないものとする。

(2) 地域貢献度の設定について ※必要に応じて設定する

企業に対する評価項目として地域貢献度を設定することができる。ただし設定にあたっては以下に留意すること。

- ① プロポーザル方式については、地域貢献度は設定しない。
- ② 地域貢献度を設定する場合は、災害協定等に基づく活動実績が業務の品質に反映されると考えられる場合に設定すること。ただし、技術的に高度であり、専門的な技術を要求される業務で、他地整等の表彰を東北地整と同等に評価する（全国に拡大する）場合は設定しないこと。
- ③ 企業評価の項目として企業の災害協定に基づく災害活動について評価項目として設置することができる。（災害活動の実施状況によっては、ボランティア活動を評価項目とすることが出来る。）

(3) 地域精通度の設定について ※必要に応じて設定する

技術者に対する評価項目として、技術者の近隣地域での業務実績を地域精通度として設定することができる。ただし、技術的に高度であり、専門的な技術を要求される業務で、他地整等の表彰を東北地整と同等に評価する（全国に拡大する）場合は原則設定しないこと。

表 1-3 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件※1	地域貢献度 (企業評価)	地域精通度 ※3 (技術者評価)
プロポーザル方式	×	×	○
総合評価落札方式 (1:3)	×	○	○
総合評価落札方式 (1:2)	○	○	○
総合評価落札方式 (1:1)	◎ ※2	○	○
価格競争方式 (簡易公募)	◎ ※2	○	○

◎：原則採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価
×：採用・評価しない

- ※1 地域要件は、当該地域の競争環境に留意し以下の5区分より設定する。
①県内に本店 ②県内及び隣接県に本店 ③東北地方整備局管内に本店
④県内に本店・支店又は営業所 ⑤東北地方整備局管内に本店・支店又は営業所
- ※2 地域企業を活用できる業務であり、十分な競争環境が確保されている場合に地域要件を設定する。
- ※3 地域精通度とは、一定の地域内における同業種区分（土木コン・測量・地質）実績の有無を評価する。

1-7 業務表彰の取扱い

参加表明者（企業）及び技術者の業務表彰の評価は、以下の表彰を対象とする。

また、技術者の評価においては、当該業務に従事した技術者（照査技術者として従事した業務を除く）について評価する。

なお、技術的に高度であり、専門的な技術が要求される業務（特殊な構造の橋梁設計、トンネル設計、道路網整備計画検討等）については、原則他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価することとする。

- ・東北地方整備局が実施した優良業務表彰（局長・部長・所長）
- ・海外インフラプロジェクト優秀技術者（国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞）
- ・国土交通省インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）
- ・東北地方整備局みちのくインフラDX奨励賞
- ・国土交通省所管分野における取組や技術開発のインフラメンテナンス大賞（内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、優秀賞又は特別賞）
- ・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が実施した優良技術者表彰（※他地方整備局等を対象とする場合）

1-8 参考見積の取扱い

参考見積を徴収する場合は、入札公告又は入札説明書においてその旨明記するとともに、見積により決定した歩掛をできるだけ早く電子入札システム等によって開示すること（原則として入札（見積）開始日の5日前（休日を除く））により、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するように努めるものとする。

1-9 技術者の資格等の設定の考え方

技術者の評価にあたっては、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を有する者に該当することを評価項目として設定するものとする。

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年国土交通省告示第1107号、以下「登録規定」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、登録規定第5条第2項に規定する公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下単に「技術者資格登録簿」という。）における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者評価の対象資格とするものとする。

土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務における技術者資格に関する評価項目は、管理（主任）技術者、担当技術者及び照査技術者それぞれに対して、表1-4に定めるところにより設定するものとし、資格要件と評価順位、評価ウエイトは、技術者資格登録簿の「資格が対象とする区分」の「施設分野等」及び「業務」が該当しない場合は表1-5に掲げる区分とし、該当する場合は表1-5-1に掲げる区分によるものとする。ただし、該当する場合であっても「登録資格が無い場合」は、表1-5の区分とする。

測量における技術者資格に関する評価項目は、主任技術者に対する「測量士」の資格の有無によるものとする。

照査技術者を配置する場合は、原則評価対象とするものとする。

照査技術者の取り扱いについては、当該業務が該当する共通仕様書の条項に「照査」と記載されている場合は、照査技術者を定めることとし、設計業務等以外の照査が必ずしも必要がない業務については、照査技術者を定めなくてもよいこととする。

表 1-4 技術者資格等の設定の考え方

技術者資格登録簿における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」	評価対象 技術者	プロポーザル方式		総合評価落札方式	
		選定段階	特定段階	指名段階	入札段階
「施設分野等」、「業務」が該当しない場合	管理技術者	◎ 1	◎ 1	◎ 1	◎ 1
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ 3	—	◎ 3
「施設分野等」、「業務」が該当する場合 ※知識技術を求める者が「管理技術者」のみの場合	管理技術者	◎ 2	◎ 2	◎ 2	◎ 2
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ 3	—	◎ 3
「施設分野等」、「業務」が該当する場合 ※知識・技術を求める者が「担当技術者」のみの場合	管理技術者	◎ 1	◎ 1	◎ 1	◎ 1
	担当技術者	—	◎ 2	—	◎ 2
	照査技術者	—	◎ 3	—	◎ 3
「施設分野等」、「業務」が該当する場合 ※知識・技術を求める者が「管理技術者」及び「担当技術者」の場合	管理技術者	◎ 2	◎ 2	◎ 2	◎ 2
	担当技術者	—	◎ 2	—	◎ 2
	照査技術者	—	◎ 3	—	◎ 3
「施設分野等」、「業務」が該当する場合 ※知識・技術を求める者が「管理技術者」及び「照査技術者」の場合	管理技術者	◎ 2	◎ 2	◎ 2	◎ 2
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ 4	—	◎ 4

◎ 1：原則として設定する項目（表 1-5 適用）

◎ 2：原則として設定する項目（表 1-5-1 適用）

◎ 3：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表 1-5 適用）

◎ 4：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表 1-5-1 適用）

○：必要に応じて設定する項目（表 1-5 適用）

—：設定しない項目

※ 注) 一般競争入札方式の技術者資格等の設定の考え方については、総合評価落札方式の入札段階の項目を適用する。

※ 注) 拡大型プロポーザル方式の技術者資格等の設定の考え方については、プロポーザル方式の特定段階の項目を適用する。

表 1-5 技術者の資格要件と評価のウエイト
 (技術者資格登録簿における「施設分野等」、「業務」が該当しない場合)

評価 順位	資格名	資格要件		評価ウエイト 管理・照査・ 担当
		資格の内容	適用業務	
①	技術士	総合技術監理部門： 業務に該当する選択 科目 ※1 その他の部門：業務 に該当する部門（必 要に応じて選択科目 を指定 ※2	全業務共通	100%
	博士	工学（地質調査業務 は工学・理学・学 術）	研究業務等高度な技 術検討や学術的知見 を要する業務に適用	
②	RCCM	業務内容に応じた部 門を明示	全業務共通	60%
	地質調査技 師		地質調査業務 （調査・計測作業の みの場合）	
	土木学会 認定技術者	特別上級、上級、1 級（資格の分野は限 定しない）	土木コン業務限定	
	コンクリ ート診断士		コンクリート構造物の維持 ・修繕に関する業務 限定	
	土木鋼構造 診断士		鋼構造物の維持・ 修繕に関する業務	

表 1-5-1 技術者の資格要件と評価ウエイト
 (技術者資格登録簿における「施設分野等」、「業務」が該当する場合)

評価 順位	資格名	資格要件		評価ウエイト 管理・照査・ (担当)
		資格の内容	適用業務	
①	技術士	総合技術監理部門： 業務に該当する選択 科目※1 その他の部門：業務 に該当する部門（必 要に応じて選択科目 を指定※2	全業務共通	100%
	博士	工 学	研究業務等高度な技 術検討や学術的な知 見を要する業務に適 用	
②	国土交通省 登録技術者 資格※3	登録規定に基づき、 国土交通大臣の登録 を受けた資格 (官報告示及び国土 交通省ホームページ に掲載)	技術者資格登録簿に おける「施設分野 等」「業務」が該当 する業務	70% (100%※ 4)
③	上記以外の もの(国土 交通省登録 技術者資格 を除いて、 発注者が指 定するも の)		全業務共通	40% (60%※ 4)

- ※1 総合技術監理部門においては選択科目の上位区分(例:「総合技術監理部門(建設)」又は「総合技術監理部門(環境)」)の要件設定を標準とする。
- ※2 その他の部門においては、各部門(例:「建設部門」「環境部門」)までの要件設定を標準とし、業務内容に応じて選択科目(例:「建設部門-道路」「環境部門-環境保全計画」)までの要件を設定する。
- ※3 「国土交通省登録技術者」とは、技術者登録簿に登録されている資格のことをいう。
 (参照:国土交通省ホームページ「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)
- ※4 技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格登録がある場合、評価順位は①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が

選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

1-10 再委託の取扱い

随意契約（プロポーザル方式を含む）による場合は、軽微な部分の再委託を除いた再委託額を、原則として業務委託料の3分の1以内と共通仕様書（設計業務等共通仕様書第1128条）で規定されている。

この規定は、再委託額の上限を拘束するものではなく、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと判断される場合（再委託の内容について確認を実施）は、承諾を行うものであり、「過度な指導等」は行わないこと。

【参考 1 - 1】適切な契約方式の選定について

発注にあたっては、以下の「建設コンサルタント業務等における契約方式」を基本として、業務の内容及び難易度等を勘案のうえ適切な入札契約方式を選定すること。

【建設コンサルタント業務等における契約方式】

金額による分類		業務内容による分			
		競争入札方式		プロポーザル方式	
		WTO	WTO対象外	WTO	WTO対象外
WTO	8,100万円	公募型 競争入札方式		公募型 プロポーザル方式	
WTO対象外	5,000万円	簡易公募型 競争入札方式 (適宜 一般競争 入札方式を選定)		簡易公募型 プロポーザル方式	
	4,000万円		簡易公募型競争入札方式 に準じた手続き (適宜 一般競争入札方式を選定)	簡易公募型プロポーザル方式 に準じた手続き	

※金額・業務内容のいずれもWTOの条件に合致している業務（青着色）

→公募型競争入札・公募型プロポーザル方式

※一定金額以上かつ業務内容のみがWTOの条件に合致している業務（赤着色）

→簡易公募型競争入札・簡易公募型プロポーザル方式

業務内容による分類	WTO対象業務	概略・予備設計、測量、地質、環境調査等
	WTO対象外業務	単独で発注される業務のうち、実施（詳細）設計、発注者支援業務等

入札契約方式	官報掲載	英文表記	参加表明書の提出期間	技術提案書の提出期間
公募型	有	有	10日	40日以上
簡易公募型	無 (新聞掲載)	有	10日	15～25日 (10～20日)
簡易公募型 に準ずる方式	無 (新聞掲載)	無	10日 (7日まで短縮可能)	15～25日 (10～20日)

※各方式の違い（プロポーザル方式、競争入札方式共通）

〔参考１－２〕国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業の範囲

同種及び類似業務の業務実績及び地域精通度評価のための実績業務の発注機関については、「業務実績については、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注する業務とする。」としているが、当該発注機関については以下のとおりとする。

① 国

② 特殊法人等

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

③ 地方公共団体

地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

④ 地方公社

地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

⑤ 公益法人

一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

⑥ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

〔参考１－３〕道路事業の建設コンサルタント業務等における事業監理業務の取り扱い

道路事業における道路設計等を発注する場合は、事業監理業務を同種業務として取り扱うことができるものとする。

道路事業における発注対象業務		事業促進PPP 実績評価
道路計画	道路網整備計画検討	
	道路・交通等現況分析	
	交通需要予測検討	
	PIプロセス・社会実験実施	
	事業評価	
	整備効果分析検討	
環境調査	環境アセスメント	
	環境基礎調査(文献・現地調査等)	
	環境調査(常時観測等)	
交通量調査	交通量観測	
景観	道路・橋梁等構造物景観設計	
道路設計	道路概略設計(路線比較検討、最適路線選定)	◎
	道路予備設計(中心線決定)	◎
	交通安全・渋滞対策等検討	
	道路予備設計(用地幅決定)	◎
	道路詳細設計	◎
	交差点設計(一般)	◎
構造物設計	構造物予備・補修設計(大型、特殊)	◎
	構造物予備設計(一般)	◎
	構造物詳細設計(大型、特殊)	◎
	構造物詳細・補修設計(一般)	◎
	交差点詳細設計(立体交差)	◎
トンネル	トンネル設計	◎
防災	防災対策検討	
点検	定期点検、緊急点検	
	定期点検結果の診断	
資料作成	各種資料作成業務	
CM等	CM、PM、事業促進PPP	◎

◎：事業監理業務の事業監理及び調査設計を担当した企業・技術者の場合に同種業務として評価できる。
ただし、トンネル設計の場合、事業監理業務対象工区の計画路線にトンネルを有しない場合は評価対象外とする。

事業監理業務の実績を評価する項目は、企業及び配置予定技術者の実績・業務成績・優良業務表彰とする。

ただし、業務成績においてはテクリス登録の「主な業務の内容」が「調査設計業務」のみ対象とする。

	評価項目	加点の有無
企業	同種・類似業務の実績 (過去10年間)	○ (同種として評価)
	業務成績 (過去5年間)	△ (調査設計業務登録のみ)
	優良業務表彰 (過去2年間)	○ (同種として評価)
技術者	同種・類似業務の実績 (過去10年間)	○ (同種として評価)
	業務成績 (過去5年間)	△ (調査設計業務登録のみ)
	優良業務表彰 (過去4年間)	○ (同種として評価)

2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

2-1 発注方式別の具体的な実施手順

以下に、「プロポーザル方式」及び「総合評価方式」の一般的な手続フローを示す。

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

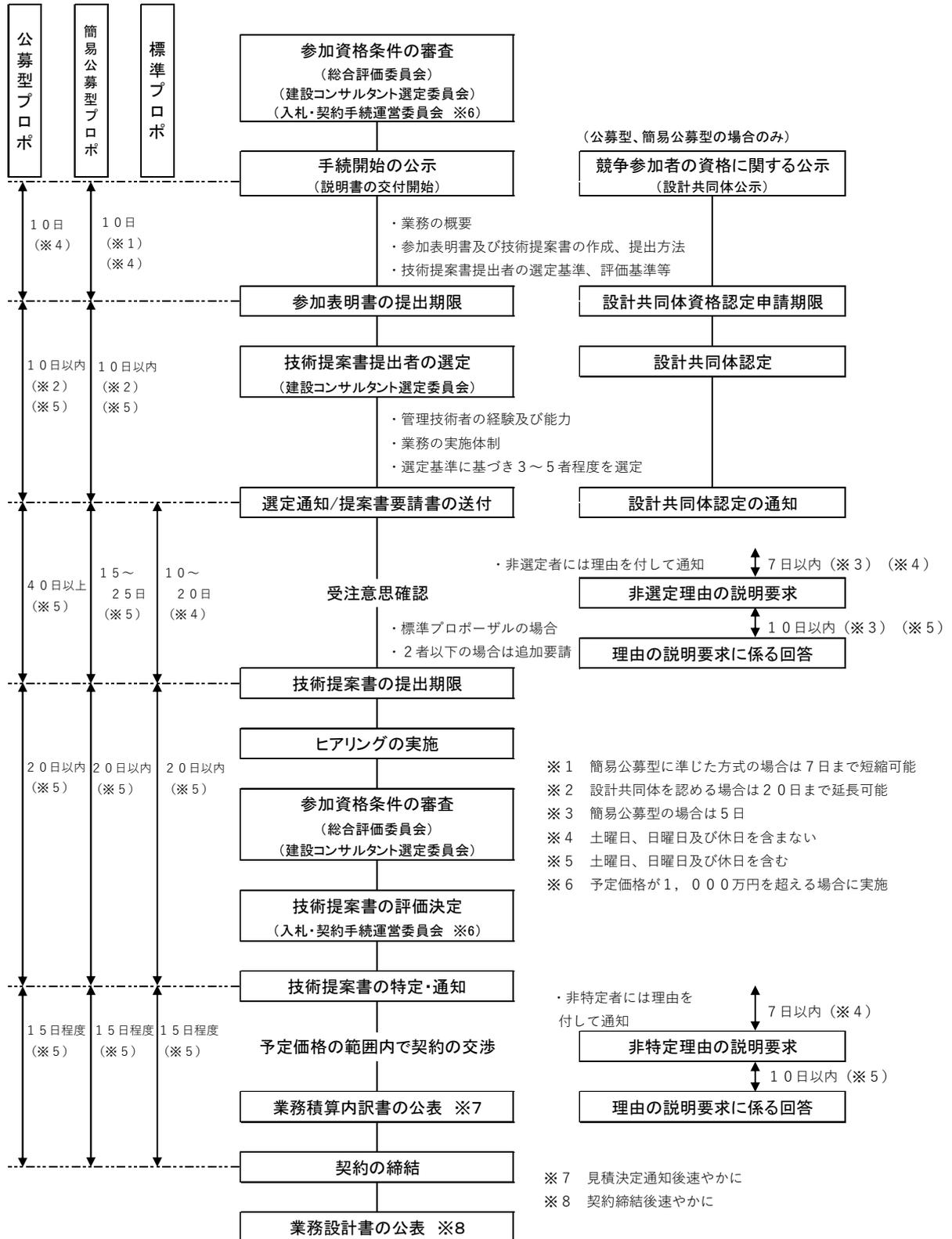


図3 プロポーザル方式の実施手順

(2) 拡大型プロポーザル方式の実施手順

拡大型プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。
日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

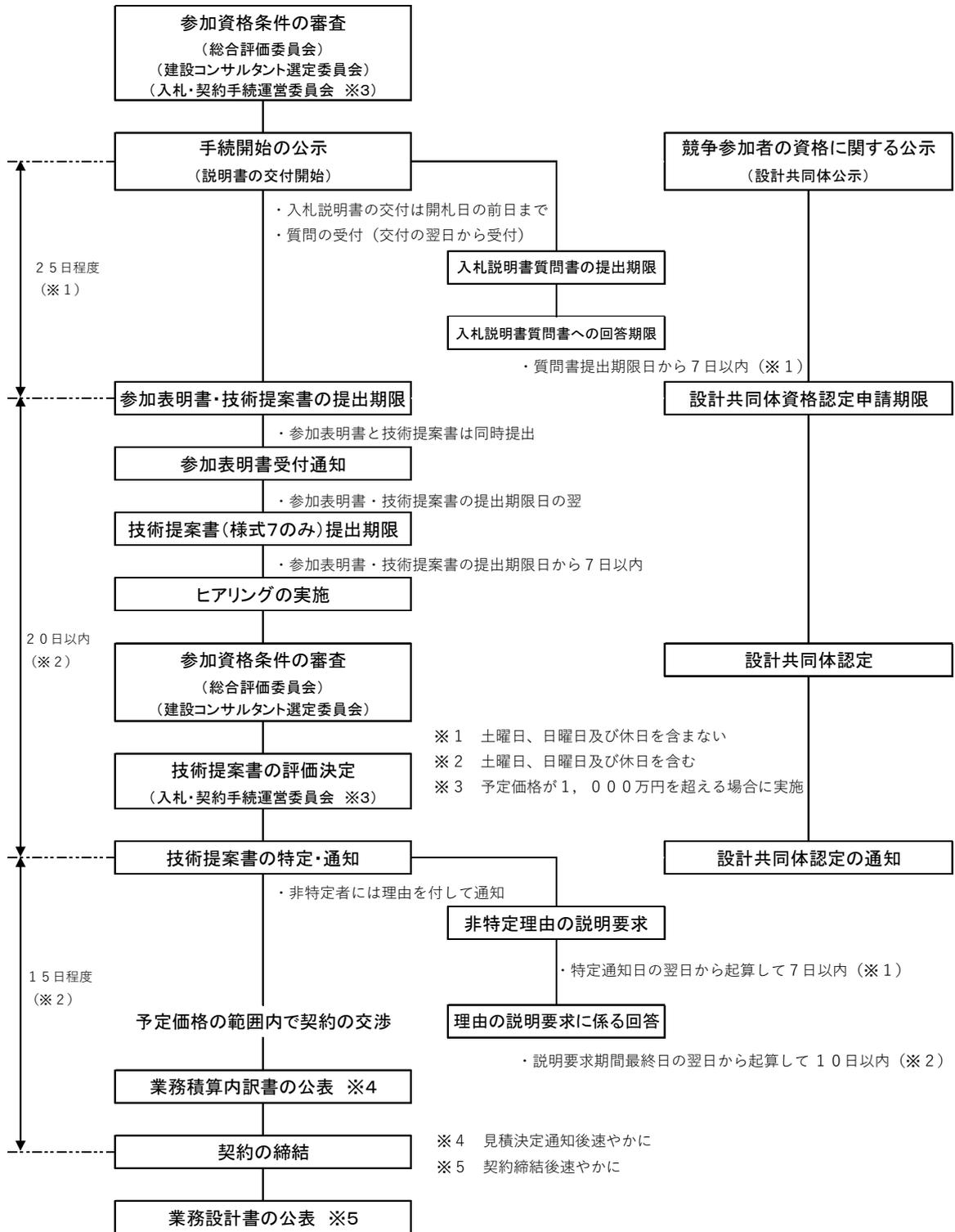


図3-1 拡大型プロポーザル方式の実施手順

(3) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

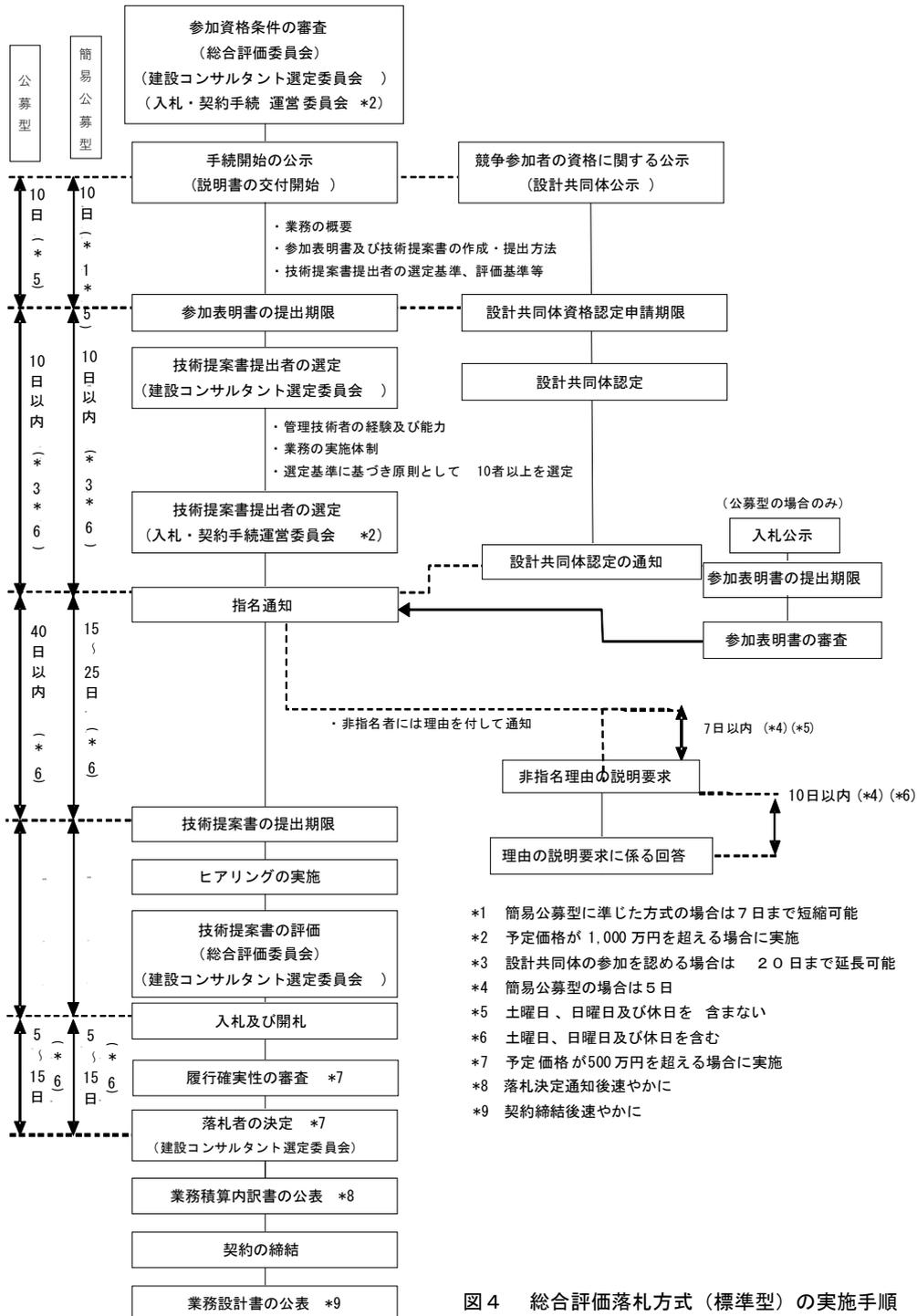


図4 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

(4) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準じた方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。

（参加表明書受領から指名通知までの期間が短いため、公示の前に建設コンサルタント選定委員会、入札・契約手順運営委員会の日程について、契約担当と調整すること。）

総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

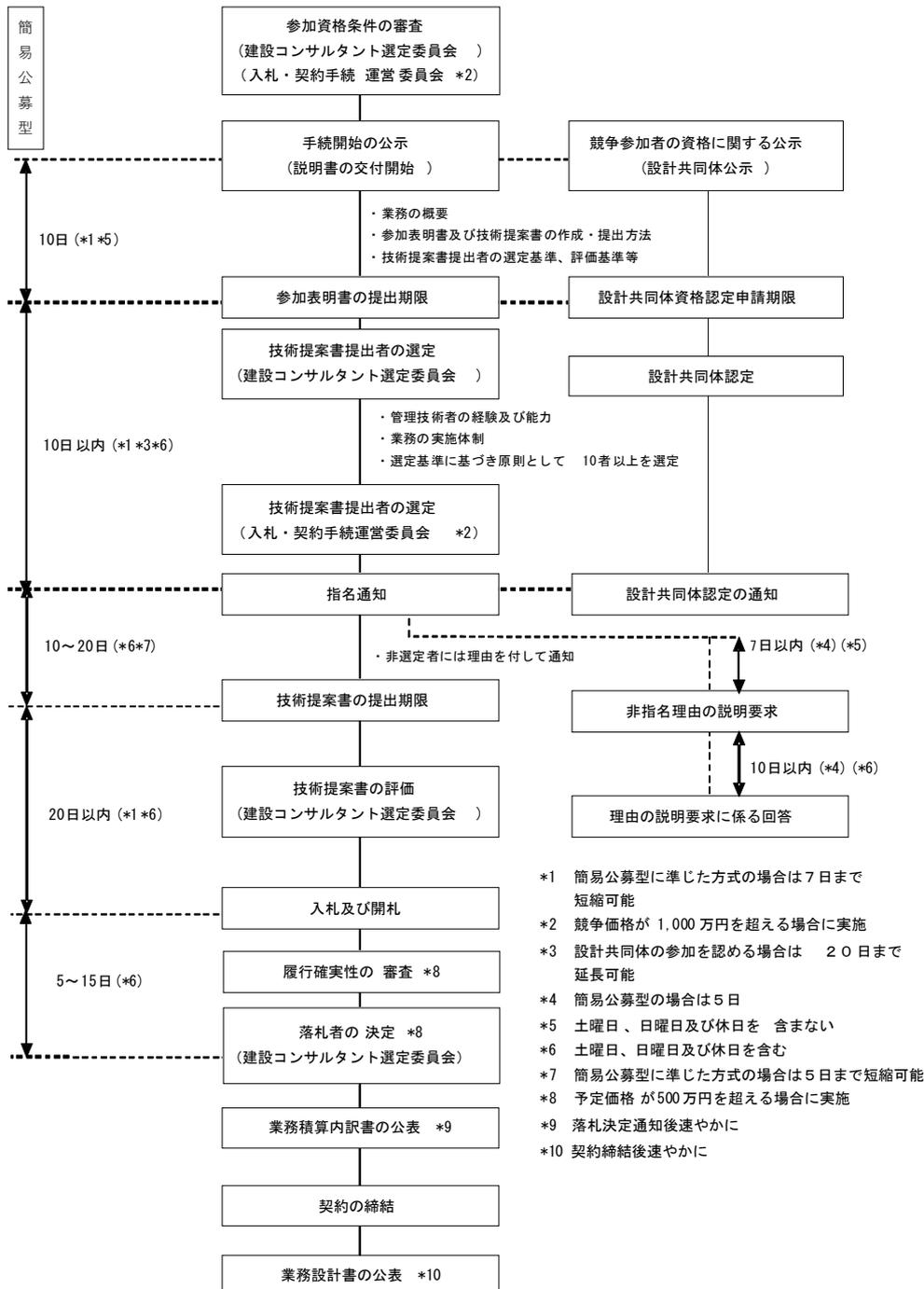


図5 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

(5) 一般競争入札方式の実施手順

一般競争入札方式（総合評価落札方式）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ変更可能とする。

一般競争入札（総合評価落札方式）手続きフロー

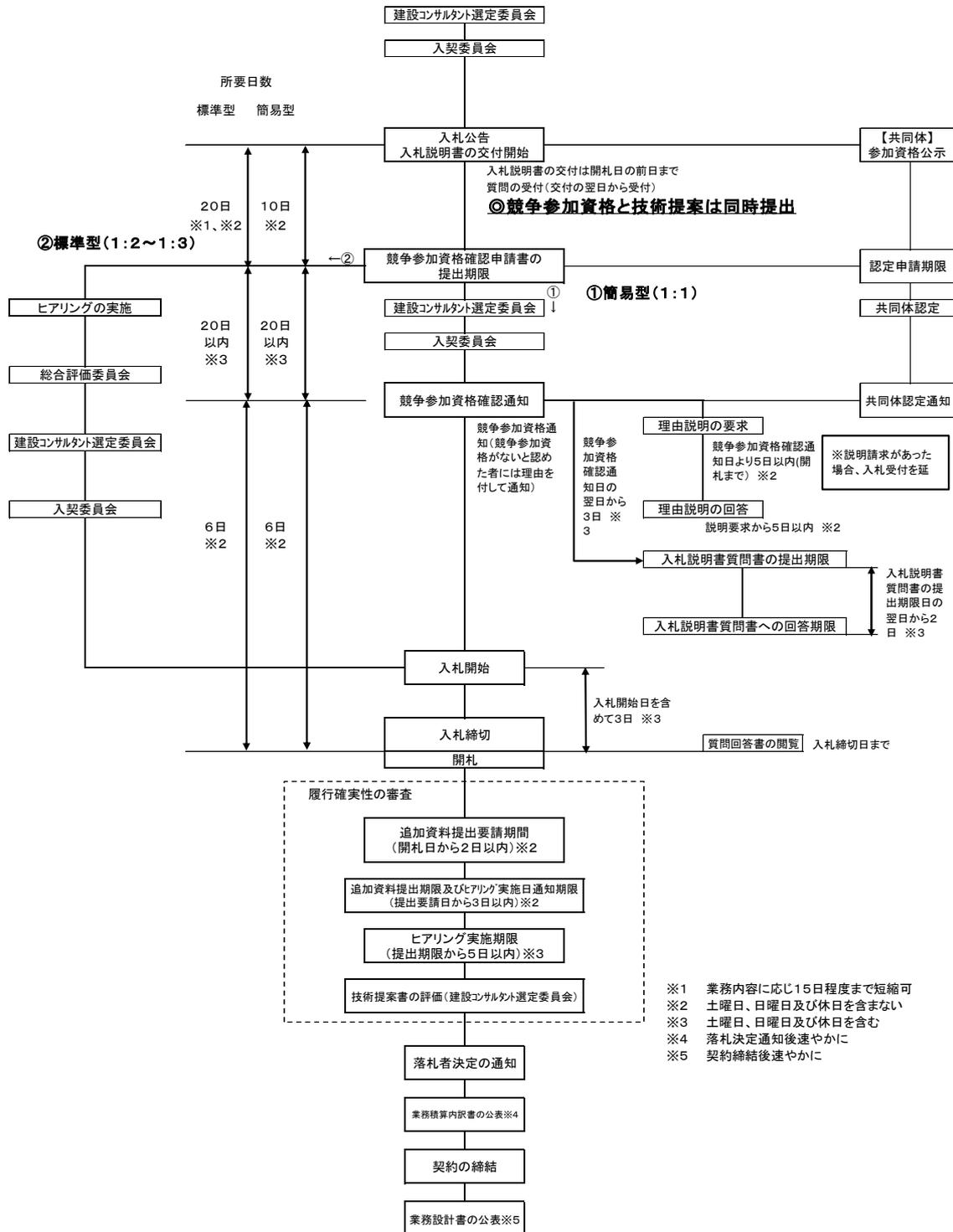


図6 一般競争入札方式（総合評価落札方式）の実施手順

(6) 価格競争の実施手順

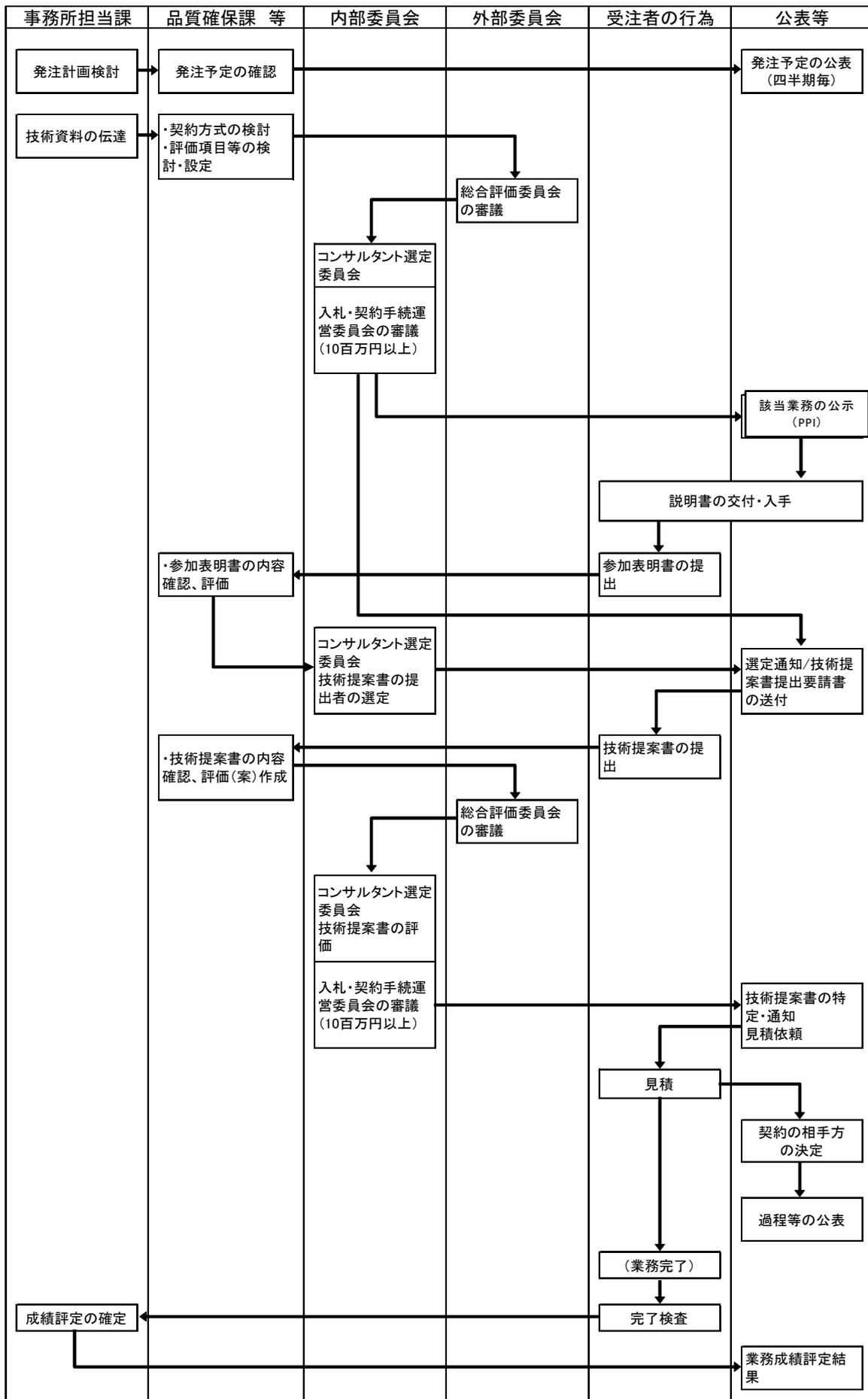
工事契約実務要覧を参考とする。

(7) ヒアリングの省略

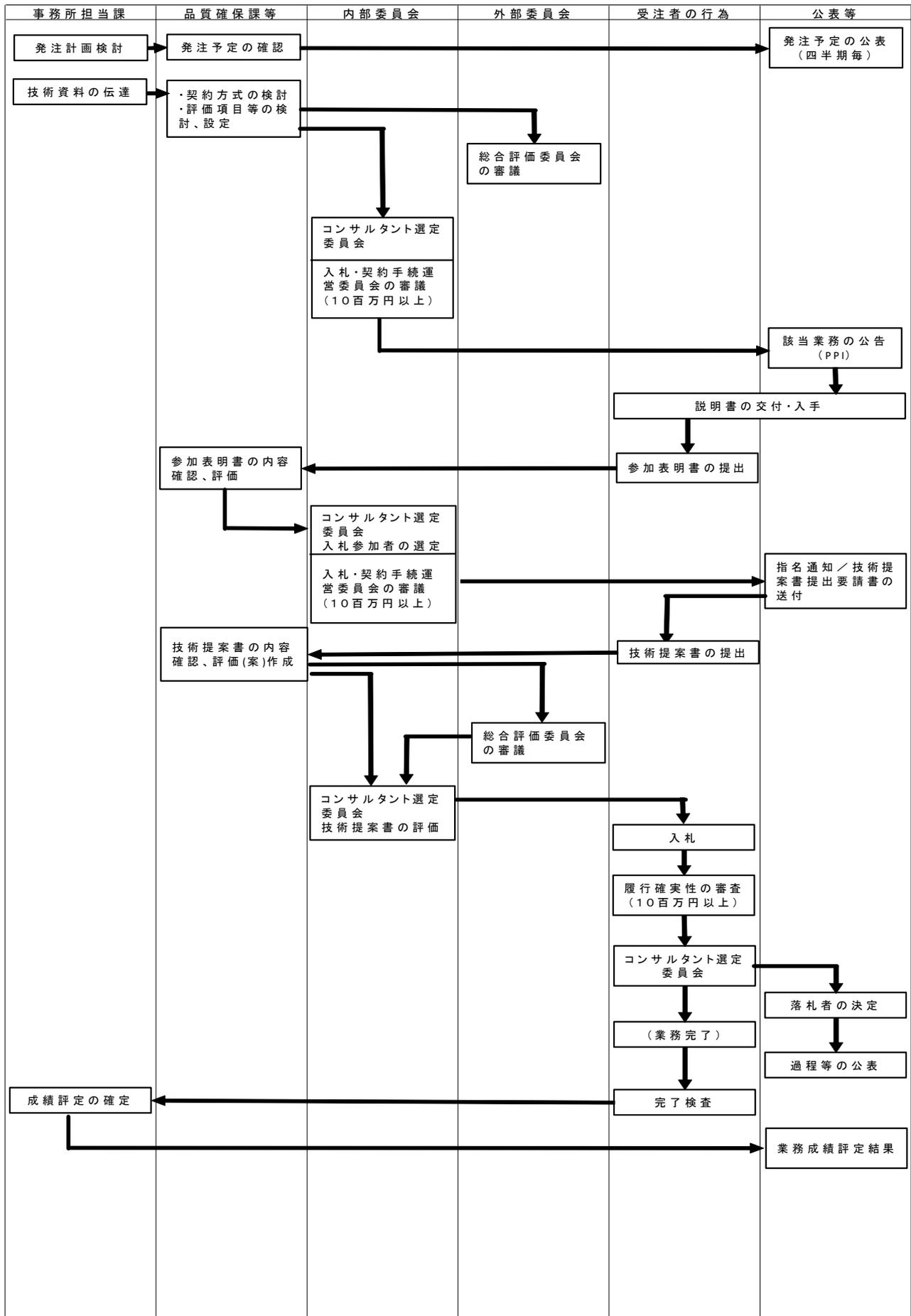
総合評価落札方式（簡易型）により発注する業務については、ヒアリングを省略するものとする。

2-2 技術審査業務の流れ

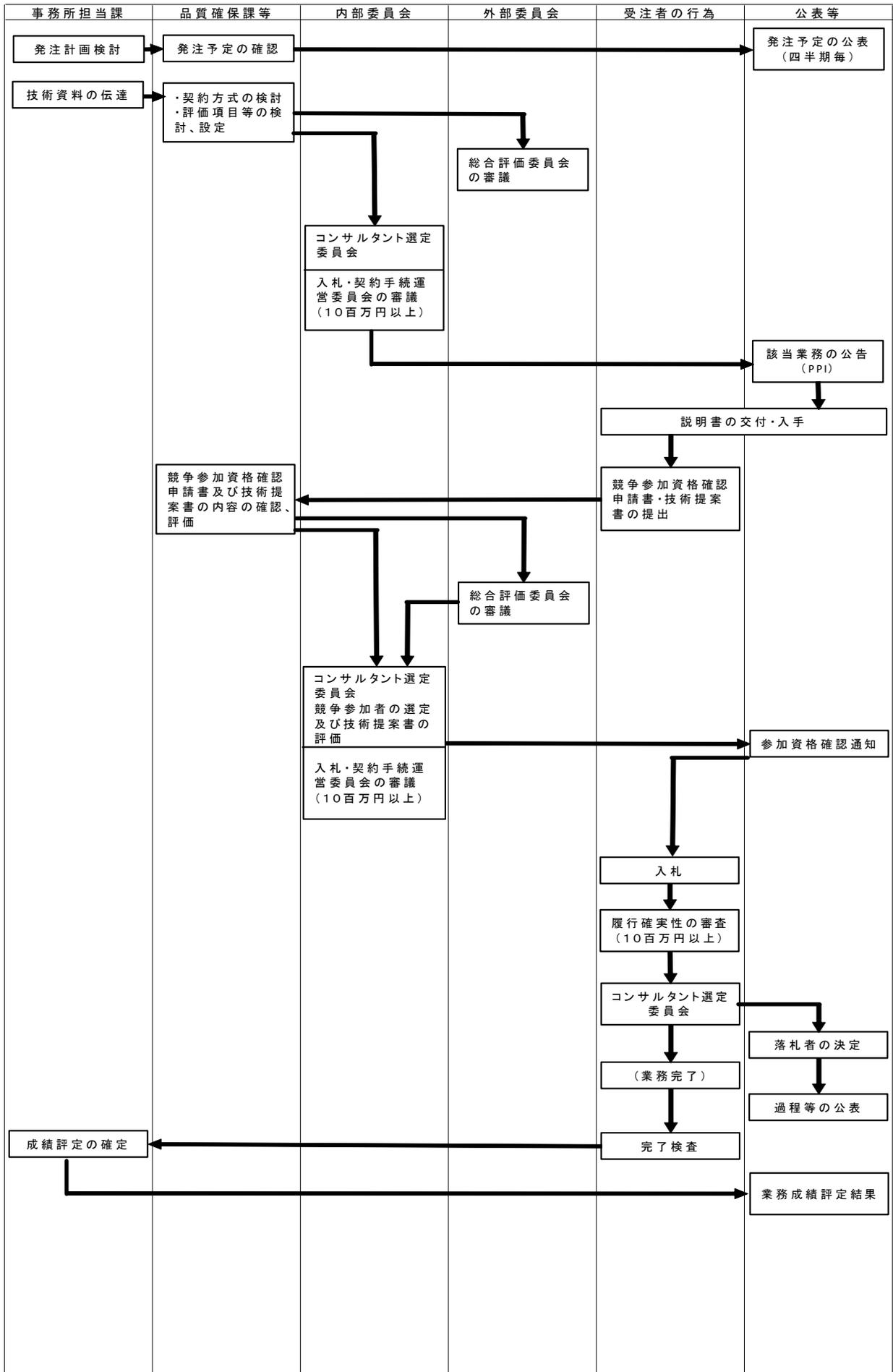
1. プロポーザル方式



2. 総合評価落札方式



3. 一般競争入札方式



3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価

3-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- ①参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高く（簡易型の予定技術者は同等とする）する。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者、女性技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- ②参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- ③実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

(2) 選定・指名段階における配点

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する配点ウエイト（標準設定）は、以下の表の通りとする。なお、表中の各項目配点については、配点ウエイト内において、任意で設定可能とする。

表3-1 選定・指名段階における配点ウエイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式（標準型）共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
配点ウエイト 〔各項目配点例〕	10% 〔5%・5%〕	25% 〔15%・10%〕	20% 〔10%・10%〕	45% 〔30%・15%〕

表3-2 選定・指名段階における配点ウエイト（総合評価落札方式（簡易型））

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
配点ウエイト 〔各項目配点例〕	15% 〔7.5%・7.5%〕	30% 〔18%・12%〕	20% 〔10%・10%〕	35% 〔23%・12%〕

予定価格4,000万円以上の業務では、ワーク・ライフ・バランス認定企業を評価するものとする。

その場合の配点は、参加表明者（企業）の資格・実績等の1割程度を見込むものとする。

(3) 特定・入札段階における配点

- ① プロポーザル方式の特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する配点ウエイト（標準設定）は、以下の表の通りとする。なお、表中の各項目配点については、配点ウエイト内において、任意で設定可能とする。

表3-3 プロポーザル方式の特定段階における配点ウエイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
配点ウエイト 〔各項目配点例〕	5% 〔2.5%・2.5%〕	20% 〔13%・7%〕	13%	62%

- ② 総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する配点ウエイト（標準設定）は、以下の表の通りとする。なお、表中の各項目配点については、配点ウエイト内において、任意で設定可能とする。

表3-4 総合評価落札方式の入札段階における配点ウエイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
配点ウエイト 〔各項目配点例〕	1 : 3	5% 〔2.5%・2.5%〕	20% 〔12.5%・7.5%〕	13%	62%
	1 : 2	8% 〔4%・4%〕	25% 〔17%・8%〕	15%	52%
	1 : 1	25% 〔13%・12%〕	25% 〔17%・8%〕	50%	—

- ③一般競争入札方式における企業及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する配点ウェイト（標準設定）は以下のとおりとする。なお、表中の各項目配点については、配点ウェイト内において、任意で設定可能とする。

表 3-5 一般競争入札における配点ウェイト

評価項目		企業		予定技術者			技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰	若手、女性	実施方針	評価テーマに対する技術提案
配点ウェイト 〔各項目配点例〕	1 : 3	4 % 〔2%・2%〕	5 % 〔3%・2%〕	8 % 〔4%・4%〕	8 % 〔5%・3%〕		13 %	62 %
	1 : 2	6 % 〔3%・3%〕	6 % 〔4%・2%〕	10 % 〔5%・5%〕	11 % 〔7%・4%〕		15 %	52 %
	1 : 1	11 % 〔5.5%・5.5%〕	11 % 〔7%・4%〕	14 % 〔7%・7%〕	14 % 〔9%・5%〕		50 %	
	施行能力評価	28 % 〔14%・14%〕	16 % 〔10%・6%〕	35 % 〔17.5%・17.5%〕	21 % 〔14%・7%〕			
	地域企業活用	40 % 〔20%・20%〕		25 % 〔12.5%・12.5%〕			35 %	
	若手、女性	11 % 〔5.5%・5.5%〕	11 % 〔7%・4%〕	4 % 〔2%・2%〕	4 % 〔3%・1%〕	20 %	50 %	

(4) 成績の評価区分について

参加表明者（企業）及び予定技術者の業務成績（過去5年間）を評価する際
の評価区分とウエイトは下表のとおりとする。

表3-6 成績の評価区分とウエイト

成績 (平均点)	評価ウエイト		
	土木	測量	地質
82以上	1.0	1.0	1.0
81			
80	0.9	0.9	0.9
79			
78	0.8	0.8	0.8
77			
76	0.7	0.7	0.7
75			
74	0.6	0.6	0.6
73			
72	0.5	0.5	0.5
71			
70	0.4	0.4	0.4
69			
68	0.3	0.3	0.3
67			
66	0.2	0.2	0.2
60-65			
60未満	-	-	-

※過去5年間の成績の平均点は小数第2位切り捨て、小数第1位止めとした値で評価を行う。

(5) 選定・指名者数の基本的な考え方

- ① プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。
- ② 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、10者以上を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には「指名競争に参加する者の指名について」に基づき指名するものとする。
- ③ 不調・不落により契約に至らなかった場合で、再発注において通常指名競争入札方式を適用する場合は指名者数を20者程度まで拡大することができる。

(6) 各評価項目の評価の考え方

①各評価項目については、A～Cの3段階評価、A～Dの4段階評価、A～Eの5段階評価とし、評価値の比率は表3-7を標準とする。

表3-7 評価値の比率

区分 評価	満点に対する比率					適用
	A	B	C	D	E	
3段階評価の場合	1.0	0.6	0	—	—	
4段階評価の場合 (国土交通省登録 技術者の評価の場 合)	1.0	0.7 (Aの 2/3を 目安)	0.4 (Aの 1/3を 目安)	参加資 格なし	—	予定技術者 (管理・照 査)の資格の 評価
5段階評価の場合	1.0	0.8	0.6	0.4	0	

②各評価項目毎に評価した際の小数点以下の端数は、評価項目毎に小数第2位で四捨五入し、小数第1位止めとした値とする。

(7) 予定技術者の評価について

予定技術者(管理技術者、照査技術者、担当技術者)の評価については、表3-8のとおりとする。

表3-8 予定技術者の評価

段 階			管理技術者		照査技術者 ※必要とする場合		担当技術者 ※必要とする場合	
			技術者資格登録簿における「施設分野等」「業務」の該当の有無					
			該当あり	該当なし	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし
指名・選定段階	参加要件	資格	○	○	○	○	×	×
		実績	○	○	○	○	×	×
	評価項目	資格	○	○	×	×	×	×
		実績	○	○	×	×	×	×
		成績	○	○	×	×	×	×
		表彰	○	○	×	×	×	×
入札・特定段階	評価項目	資格	○	○	○	△	○	△
		実績	○	○	△	△	△	△
		成績	○	○	△	△	△	△
		表彰	○	○	△	△	△	△

○：設定する項目(※照査技術者を配置する場合)

△：標準は設定しないが、業務内容により適宜設定することができる項目

(評価する場合は、各項目における管理・照査・担当の比率は3：1：1、管理、照査の比率は4：1を基本に設定すること。)

×：設定しない項目

(8) 担当技術者の評価について

予定技術者の評価において、担当技術者を評価する場合、複数の配置予定担当技術者のうち最も技術評価点の高い者を対象とする。また、配置予定担当技術者数は最大8名までとし、技術資料で提出された技術者は業務実績登録（TECRIS 登録）においても原則変更できない。

なお、業務実績登録（TECRIS 登録）においては、担当技術者の業務への関与を確認の上、登録を認めること。（業務実績を得るための登録は認めない。）

(9) 技術提案書のヒアリングについて

- ① プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方針、評価テーマの評価（ヒアリング含む）については3人以上で行うものとし、評価者の評価点を単純平均し、その結果を小数第2位で四捨五入し、小数第1位止めとした値とする。
- ② ヒアリング対象者は予定管理技術者とする。ただし、設計共同体に対するヒアリングを実施するにあたっては、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこと。
- ③ ヒアリングでは技術提案書に記載された、経歴、業務実績、実施方針、評価テーマ（標準型の場合）に関する技術提案内容について質疑応答を行う。
- ④ ヒアリングでは、以下の点について確認及び評価を行う。
 - a. 予定管理技術者の業務経歴及び業務実績に関する質疑応答を行い、書類審査による経験及び能力の確認を行う。
 - b. プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）の場合には、実施方針の内容とともに、評価テーマに関する技術提案について質疑応答を行い、技術提案の的確性・実現性を判断する。

表 3-9 ヒアリング評価ポイントの例

専門技術力（経歴・実績・知識）
☆担当した業務（あるいは業務の一部）において採用した設計の方針や手法、問題点と解決策などがきちんと説明でき、中心的・主体的に業務に携わったことが伺えるか。 ☆関連する分野の業務経験や知識が豊富であるか。
実施方針（業務理解度・実施手順）
☆実施方針の内容・手順が明確であるか。 ☆当該業務を実施する上での課題や問題点が把握されているか。 ☆当該業務における工程計画が的確かつ妥当であるか。 ☆※地域の実情がよく把握されているか。 ※必要に応じて評価の着目点として設定した場合の評価ポイント
評価テーマ（整合性・的確性・実現性） 【総合評価落札方式（標準型）のみ】
☆※相互に関連する複数の評価テーマ間に整合性があるか。 ☆評価テーマに対する技術提案の説明が明確か。 ☆評価テーマに対する技術的な裏付けが明確であり、具体的な補足説明があるか。 ※必要に応じて評価の着目点として設定した場合の評価ポイント

(10) 予定管理技術者がヒアリングを欠席した場合の取扱い

- ①書面（技術提案書）のみで評価は行わない。
- ②ヒアリング以降の入札契約スケジュールに影響を及ぼさない範囲で再度の日程調整を行い、ヒアリングを実施するものとするが、入札契約スケジュール上又は予定管理技術者の都合がつかず再度のヒアリングが実施困難な場合は技術提案の評価は行わないものとする。
- ③不利益措置（ペナルティー）は講じない。

3-2 各発注方式における評価項目について

各発注方式における具体的な要件設定、評価内容、配点ウエイトを表3-10及び11に示す。なお、一般競争入札方式の評価ウエイトについては()内の数値を参考とする。

表3-10 各発注方式における評価項目(その1)

			地整ガイドライン							
			本省ガイドライン		プロポーザル方式		総合評価落札方式(標準型・簡易型)			〔参考〕
			標準的な評価ウエイト	標準的な評価ウエイト	標準的な評価ウエイト(1:3)	標準的な評価ウエイト(1:2)	標準的な評価ウエイト(1:1)	簡易公募競争入札(総合評価なし)	標準的な評価ウエイト	
企業選定・指名時	企業資格・実績	当該部門のコンサルタント登録	当該業務に関する部門の登録状況	当該業務に関する部門の登録状況	当該業務に関する部門の登録状況				当該業務に関する部門の登録状況	
		過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似業務過去10年	同種・類似業務過去10年間	同種・類似業務過去10年間	10%	10%	15%	同種・類似業務過去10年間	15%
		ワーク・ライフ・バランス	—	ワーク・ライフ・バランスに関する認定を受けている場合に評価※予定価格4,000万円以上	ワーク・ライフ・バランスに関する認定を受けている場合に評価※予定価格4,000万円以上				ワーク・ライフ・バランスに関する認定を受けている場合に評価※予定価格4,000万円以上	
	成績・表彰	過去○年間の業務成績	同じ業種区分2年(平均)	当該業種区分5年間(平均)全国	当該業種区分5年間(平均)全国	25%	25%	30%	当該業種区分5年間(平均)全国	30%
		過去○年間の業務表彰の有無	同じ業種区分2年	当該業種区分/同種・類似業務別2年※1	当該業種区分/同種・類似業務別2年※1				当該業種区分/同種・類似業務別2年※1	
	管理技術者	資格・実績	資格とその専門分野の内容※2	①技術士(分野指定)、博士(一部)、RCCM(分野なし)、地質調査技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造物診断士 ②技術士(分野指定)、博士(一部)、国土交通省登録技術者資格、それ以外の発注者が指定するもの	①技術士(分野指定)、博士(一部)、RCCM(分野なし)、地質調査技術者、業務内容に応じ土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造物診断士を追加 ②技術士(分野指定)、博士(一部)、国土交通省登録技術者資格、それ以外の発注者が指定するもの	①技術士(分野指定)、博士(一部)、RCCM(分野なし)、地質調査技術者、業務内容に応じ土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造物診断士を追加 ②技術士(分野指定)、博士(一部)、国土交通省登録技術者資格、それ以外の発注者が指定するもの	20%	20%	20%	①技術士(分野指定)、博士(一部)、RCCM(分野なし)、地質調査技術者、業務内容に応じ土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造物診断士を追加 ②技術士(分野指定)、博士(一部)、国土交通省登録技術者資格、それ以外の発注者が指定するもの
過去○年間の同種・類似業務の内容			同種・類似・研究・マネジメント10年	同種・類似・研究・マネジメント10年	同種・類似・研究・マネジメント10年				同種・類似・研究・マネジメント10年	
成績・表彰		過去○年間の業務成績	同じ業種区分4年(平均)	同じ業種区分5年(平均)全国	同じ業種区分5年(平均)全国	45%	45%	45%	同じ業種区分5年(平均)全国	35%
過去○年間の業務表彰の有無	同じ業種区分4年	当該業種区分/同種・類似業務別4年※1	当該業種区分/同種・類似業務別4年※1	当該業種区分/同種・類似業務別4年※1				当該業種区分/同種・類似業務別4年※1		
特定・評価時	管理技術者・実績	資格とその専門分野の内容	選定・指名時と同区分	選定・指名時と同区分	選定・指名時と同区分	5%	8%	25%		
		過去○年間の同種・類似業務の内容	同種・類似・研究・マネジメント10年	同種・類似・研究・マネジメント10年	同種・類似・研究・マネジメント10年					
	成績・表彰	過去○年間の業務成績	同じ業種区分4年(平均)	当該業種区分5年(平均)全国	当該業種区分5年(平均)全国	20%	20%	25%		
		過去○年間の業務表彰の有無	同じ業種区分4年	当該業種区分/同種・類似業務別4年※1	当該業種区分/同種・類似業務別4年※1					
技術提案	実施方針	業務理解度・実施手順・その他	業務理解度・実施手順・その他	業務理解度・実施手順・その他	13%	13%	50%			
	評価テーマ	テーマ間の整合性・的確性・実現性・独創性	テーマ間の整合性・的確性・実現性・独創性	テーマ間の整合性・的確性・実現性・独創性	62%	62%	52%			
評価方法			A～Eの5段階	1.0 / 0.8 / 0.6 / 0.4 / 0						
			A～Dの4段階	1.0 / 0.7 / 0.4 / -						
			A～Cの3段階	1.0 / 0.6 / 0						

※1 技術的に高度であり、専門的な技術が要求される業務(特殊構造の橋梁設計、トンネル設計、道路網整備計画設計等)については、原則他地整の表彰も東北地整の表彰と同等に評価する。

※2 ①「国土交通省登録技術者資格名簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野等」及び「業務」が該当しない場合。②左記に該当する場合。

表 3 - 1 1 各発注方式における評価項目（その2）

◆必要に応じて設定する項目

			本省ガイドライン (H25. 4)	地整ガイドライン					
				プロポーザル方式		総合評価落札方式(標準型・簡易型)			
					標準的な評価 ウエイト		標準的な評価 ウエイト(1:3)	標準的な評価 ウエイト(1:2)	標準的な評価 ウエイト(1:1)
企業選定・指名時	資格・実績	地域貢献度	-	-	-	当該地域(事務所管内・県内等)における過去3年間の災害協定に基づく活動実績又は過去1年間のボランティア活動実績	(資格・実績のウエイト内で配分)	同左	同左
	管理技術者	資格・実績	当該事務所・周辺における過去10年間の業務実績	当該地域(事務所管内・県内等)における過去5年間の業務実績	(資格・実績のウエイト内で配分)	当該地域(事務所管内・県内等)における過去5年間の業務実績	(資格・実績のウエイト内で配分)	同左	同左
特定・評価時	管理技術者	資格・実績	当該事務所・周辺における過去10年間の業務実績	当該地域(事務所管内・県内等)における過去5年間の業務実績	(資格・実績のウエイト内で配分)	当該地域(事務所管内・県内等)における過去5年間の業務実績	(資格・実績のウエイト内で配分)	同左	同左

3 - 3 総合評価落札方式（簡易型）の実施方針における評価項目

業務内容等に応じて「実施手順」と「工程表」の評価項目を統合し、「業務理解度」を含め配点ウエイトの変更を可能とする。

なお、原則、「業務理解度」の配点を重視するものとする。

【標準型】

評価項目	判断基準等	配点例
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 15.0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 10.0
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 10.0
	その他	代替案、重要事項の指摘内容について有効性が高い場合に優位に評価する。 7.5
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案内容について有効性が高い場合に優位に評価する。 7.5
小計		50.0

【統合型】

評価項目	判断基準等	配点例
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 20.0
	実施手順・工程表	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 15.0
	その他	代替案、重要事項の指摘内容について有効性が高い場合に優位に評価する。 7.5
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案内容について有効性が高い場合に優位に評価する。 7.5
	小計	

3-4 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式において、賃上げを実施する企業等に対して、加点措置をとるものとする。

賃上げ実施を表明する参加者への評価（加点）は、下記のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価ウェイト
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	5%以上
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	加点する割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）

3-5 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格点と技術点の割合 = 1 : 1 ~ 1 : 3
(価格点 20 ~ 60 点 : 技術点 60 点)

○価格評価点 = 価格点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

○技術評価点 = 60 × (技術評価の得点合計 / 技術点の満点)

※価格評価点・技術評価点のいずれも小数第5位切り捨て、小数4位止めとする。
(全国統一により改正)

4 その他の留意事項

4-1 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者の実施方針、評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

(1) プロポーザル方式における評価内容の担保

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、特記仕様書に適切に反映するものとする。

※以下に特記仕様書記載例を示す

(特記仕様書の記載例)

本業務の具体的な内容については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。なお、技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことが出来る。また、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。

特記仕様書に反映した技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

(2) 総合評価落札方式における評価内容の担保

落札者決定に反映された技術提案について、業務計画書に適切に反映させる。その履行を担保させるため、契約書に附則を追記するとともに、特記仕様書に記載するものとする。また、その履行について、成果品納入時及び業務完了時に技術提案事項の履行状況を報告させ確認を行うこと。

※以下に特記仕様書記載例を示す

(特記仕様書の記載例)

第〇条 業務計画書

業務計画書の作成にあたっては共通仕様書1111条に示されたものによるほか、本業務の技術提案書に記載された技術提案内容に基づき作成し、適切に業務を履行しなければならない。ただし、業務計画書に反映させる技術提案内容については、業務計画書作成前に調査職員の確認を受けるものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。

※契約書の附則に以下の内容を記載する

(附則)

受注者は、契約書記載の業務の実施に関しては、発注者に対して提出した技術提案書に記載されている技術提案内容を遵守すること。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点

の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

4-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 総合評価委員会

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者を委員とする総合評価委員会において審議（意見聴取）を行うこと。

- ①プロポーザル方式契約方式、応募要件、評価基準、技術提案特定等について、全業務を対象に意見聴取を行う。なお、業務内容が同種で評価基準等が類似する場合は、代表業務での聴取も可とする。
- ②総合評価落札方式
標準型の全業務を対象とし、契約方式、評価方法、評価項目、評価結果等に関して意見聴取を行う。なお、業務内容が同種で評価基準等が類似する場合は、代表業務での聴取も可とする。
簡易型については対象外とする。
- ③実施方針の策定プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）の適用業務を決定するにあたり、委員から意見を聴取する。
- ④複数の業務に共通する評価方法の策定
特定（プロポーザル方式）又は入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者又は落札者の決定方法を検討するにあたり、委員から意見を聴取する。
- ⑤個別業務における意見聴取
プロポーザル方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、業務特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、委員から意見を聴取する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

また、総合評価委員会の委員においても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

4-3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等に明記するものとする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後速やかに様式-1により、総合評価落札方式においては落札決定後速やかに様式-2により公表する。

なお、「工事及び建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（令和6年2月20日付け事務連絡）に基づく公表にも留意すること。プロポーザル方式においては特定後速やかに様式-1-2から様式-1-5までを、総合評価落札方式においては落札決定後速やかに様式-2-2及び様式-2-3を、併せて公表する。

評価結果については、技術提案提出者（又は入札者）の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

様式一1

プロポーザル評価表（簡易公募型プロポーザル）

1. 件名 〇〇〇〇業務
2. 所属事務所 〇〇〇〇事務所
3. 技術提案書の特定通知日 令和3年10月1日

特定テーマにおいて「全体」(特定テーマ間の整合を評価する業務)にあつては、評価テーマに「全体」をたしてください。

業者名	技術評価の得点内訳						技術評価点合計	備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	評価テーマ					
				全体	評価テーマ1	評価テーマ2			
評価のウエート	5.0	20.0	13.0	12.0	25.0	25.0	100.0		
〇〇設計事務所(株)	5.0	12.0	10.1	8.0	20.0	25.0	80.1		特定
A社	3.0	12.0	9.9	6.0	20.0	20.0	70.9		
B社	3.0	9.0	10.0	10.0	15.0	20.0	67.0		
C社	3.0	9.0	12.0	12.0	15.0	15.0	66.0		
D社	5.0	9.0	8.0	8.0	15.0	15.0	60.0		

プロポーザル評価表（拡大型プロポーザル）

様式-1

1. 件名 ○○○○業務
2. 所属事務所 ○○○○事務所
3. 技術提案書の特定通知日 令和3年8月3日

特定テーマにおいて「全体」(特定テーマ間の
整合を評価する業務にあつては、評価テーマ
に「全体」をたしてください。)

業者名	技術評価の得点内訳										技術評価点合計	備考	摘要
	参加表明者の 資格及び実績等	参加表明者の 成績及び表彰	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針			評価テーマ					
					全体	評価テーマ1	評価テーマ2						
評価のウエート	3.0	6.0	4.0	12.0	13.0	0.0	62.0	0.0	100.0				
A社	3.0	5.6	3.2	11.2	9.4	0.0	37.2	0.0	68.6				
B社	3.0	5.6	4.0	11.2	7.8	0.0	37.2	0.0	68.8				
C社	3.0	4.4	3.2	6.4	9.4	0.0	37.2	0.0	63.6				
D社	3.0	3.6	4.0	9.6	10.6	0.0	37.2	0.0	68.0				
〇〇設計事務所(株)	3.0	4.4	4.0	7.2	9.4	0.0	49.6	0.0	77.6			特定	
F社	2.2	5.2	3.2	11.2	9.4	0.0	37.2	0.0	68.4				
G社	3.0	6.0	4.0	11.2	10.6	0.0	37.2	0.0	72.0				
H社	3.0	4.0	4.0	8.8	7.8	0.0	37.2	0.0	64.8				
I社	3.0	5.6	4.0	11.2	7.8	0.0	37.2	0.0	68.8				

様式3

公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書

- 1. 業 務 名 : ○○○○業務
- 2. 所 属 : ○○課
- 3. 方 式 : 簡易公募型プロポーザル
- 4. 公 示 日 : 令和1年10月1日
- 5. 選定通知日 : 令和1年10月18日

参加表明書提出者	選定の有無	選定されなかった理由
○○設計事務所(株)	○	
(株)△△△	○	
□□□(株)	○	
(株)☆☆☆	○	
(株)◇◇◇	×ため。
(株)◆◆◆	×ため。
○○●(株)	○	

建設コンサルタント等指名業者選定・技術提案提出要請者選定資料(公募型・簡易公募型)

1. 業 務 名 : 〇〇〇〇業務
2. 所 属 : 〇〇課
3. 方 式 : 簡易公募型プロポーザル
4. 公 示 日 : 令和1年10月1日
5. 選定通知日 : 令和1年10月18日

業者名	参加表明者の経験及び能力				予定管理技術者の経験及び能力				業務委託体制制の妥当性	事故及び不誠実な行為の有無	総合評価Aの数等	選定結果	備考
	資格・実績等		表彰		資格・実績等		表彰						
	資格要件 技術部門登録	専門技術力 成果の顕著性	専門技術力 成果の顕著性	専門技術力 成果の顕著性	資格要件 技術者資格等	専任性 専任性	専門技術力 業務執行技術力	専門技術力 業務執行技術力					
	当該部門の建設コンサルタント登録等	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去5年間の同種及び類似業務の業務成績	過去2年間の業務表彰の有無	技術者資格等、その専門分野の内容	手持ち業務金額及び件数、条件該当の有無	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	過去5年間に担当した国土交通省発注業務の業務成績	過去4年間の優良業務の表彰の有無	下記項目に該当しない、または断片が再委託予定			
A社	A	A	A	A	A	無	A	A	A	無	8	〇	
B社	A	A	D	B	A	無	A	D	B	無	4	〇	
C社	A	B	B	C	A	無	B	B	C	無	2	〇	
D社	A	A	C	C	A	無	A	C	C	無	4	〇	
E社	C	B	E	E	B	無	B	E	E	無	0	X	
F社	C	B	F	D	A	無	B	F	D	無	1	X	
G社	A	A	B	B	A	無	A	B	B	無	4	〇	

※上記の表における業者名は全て匿名。

《参考例》様式-1-4

※『建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について』の「様式4」。

様式 4

プロポーザル方式における特定結果書

1. 業 務 名 : ○○○○業務
2. 所 属 : ○○課
3. 方 式 : 簡易公募型プロポーザル
4. 公 示 日 : 令和1年10月1日
5. 選定通知日 : 令和1年10月18日
6. 特定通知日 : 令和1年11月12日

	技術提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
1	○○設計事務所(株)	○	
2	(株)△△△	×ため。
3	□□□(株)	×ため。
4	(株)☆☆☆	×ため。
5	○○●(株)	×ため。

【参考例】様式-1-5 ※『建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について』の「標準様式例8-1」及び「標準様式例8-2」。

標準様式例8

プロポーザル評価表

- 1. 業務名 : ○○○○業務
- 2. 所属 : ○○課
- 3. 方式 : 簡易公募型プロポーザル
- 4. 選定通知日 : 令和1年10月18日
- 5. 特定通知日 : 令和1年11月12日

			○設計事務所 (株)	B社		C社		D社		G社		
評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	
◎	子 定 技 術 者	管理 技術者	技術者資格等、その専門分野の内容									
			過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容									
			過去5年間の土木関係建設コンサルタント業務の当該事務所周辺での受注実績の有無									
			過去5年間に担当した同種又は類似業務の業務成績									
			過去4年間の優良業務表彰の有無									
◎	実 施 方 針 業 務 フ ロ ー 工 程 計 画 そ の 他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。									
			業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。									
		実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。									
			業務に関する特に有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。									
		その他	地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。									
◎	全体	評価テーマ全体の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。									
◎	特 定 テ ー マ 1 に 対 す る 技 術 提 案	的 確 性	既存データ（公表されている統計資料等）を的確に把握し、それを提案に反映させている場合に優位に評価する。									
			必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。									
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。									
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。									
◎	特 定 テ ー マ 2 に 対 す る 技 術 提 案	的 確 性	既存データ（公表されている統計資料等）を的確に把握し、それを提案に反映させている場合に優位に評価する。									
			必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。									
		実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。									
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。									
合 計												
◎	参考見積	提案内容と見積り内容の整合性										

◎:標準評価項目 ○:追加評価項目

上記の評価表における業者名は特定業者名以外は匿名。

様式一2

入札調書（総合評価落札方式（簡易型））

予定価格	17,890,000	円	(消費税抜き)
調査基礎価格	12,600,000	円	(消費税抜き)
価格点の満点	30	点	

1. 件名 ○○○○業務

2. 所属事務所 ○○○○事務所

3. 入札日時 令和4年3月30日 16時00分

執行員: _____ 0

立会人: _____ 0

特定チームにおいて「全体」(特定チーム間の整合を評価する業種)にあつては、評価チームに「全体」をたててください。

業者名 評価のウエート	技術評価の得点内訳										技術評価点合 計 (A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等 8	予定技術者の 成績及び表彰 25	賞上げの實施に 関する評価 6	實施方針 15	評価チーム		履行確実性度 —	入札価格	価格評価点 (B)	評価値 (A) + (B)						
					全体 0.0	評価チーム1 —						評価チーム2 —				
○○設計事務所(株)	8.0	25.0	6.0	14.6	0.0	—	1.00	12,477,000	9.0771	39.4167	39.4167	30	90		落札	
(株)△△△	8.0	20.0	0.0	3.6	0.0	—	1.00	12,720,000	8.6896	26.5563	26.5563	—	—			
□□□(株)								辞退	—	—	—	—	—		辞退	
(株)☆☆☆	8.0	17.0	6.0	4.8	0.0	—	—	18,000,000	予定価格超過	—	—	—	—			
(株)◇◇◇	8.0	20.0	6.0	8.4	0.0	—	1.00	13,550,000	7.2778	31.2778	31.2778	—	—			
(株)◆◆◆	8.0	14.0	0.0	8.0	0.0	—	1.00	15,000,000	4.8462	21.8273	21.8273	—	—			
○○●(株)	8.0	17.0	6.0	8.4	0.0	—	—	0	無効	—	—	—	—			

技術点合計(A)及び価格評価点(B)は、いずれも少数第5位以下切り捨て(説明書明示)

入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額から、当該金額にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額である。

《参考例》様式-2-2

※『建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について』の「様式2」。

様式2

公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書

- 1. 業 務 名 : ○○○○業務
- 2. 所属事務所 : ○○課
- 3. 方 式 : 簡易公募型競争入札 総合評価落札方式(簡易型)
- 4. 公 示 日 : 令和1年10月1日
- 5. 指名通知日 : 令和1年10月18日

参加表明書提出者	指名の有無	指名されなかった理由
○○設計事務所(株)	○	
(株)△△△	○	
□□□(株)	○	
(株)☆☆☆	○	
(株)◇◇◇	×ため。
(株)◆◆◆	×ため。
○○●(株)	○	

